

危険物新聞

受験者 3,843名

甲種と乙種の主任者試験実施

合格発表 11月10日

大阪府では本年度第3回主任者試験を10月26日天王寺予備校で、10月27日日本予備校で実施した。受験者は予想外に多く、とくに甲種は500名を超えた。

受験申請者	欠席者
甲 種 554名	16名
乙種(第4類) 3580名	275名

合格発表は11月10日で、合格者本人宛通知とともに、同日、府庁ならびに府下各消防本部において、受験番号により公示される。また連合会事務局においても、直接または電話にて合否の問い合わせに応じます。

次は2月頃

大阪府における次回の試験は年次計画によると明春2月頃の予定であるが、試験場の都合等で変更があるかもわからない。なお、試験種目は乙種第4類の予定。

第190号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 田宮 呉策
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717.5910
定価 1部 20円

全国一斉に火災予防運動

11月26日—12月2日

今年も初冬年末の火災多発期を迎える火災予防運動が11月26日から1週間、全国一斉に実施されることになった。

「今捨てたタバコの温度が700度」の統一標語のものと、次の要項を今年の一斉実施目標としている。

- (1) 旅館、ホテルにおける警報設備と宿泊者に対する避難経路の案内。
- (2) たばこの投げ捨てと寝たばこの防止。
- (3) 石油ストーブの正しい使い方。

阪神百貨店で防火展

大阪市でもこの期間中及び準備期間中には、いろいろの行事、訓練等を実施するが、11月6日から11日まで阪神百貨店で防火展を開催する。

ゼロタッチ

新しい時代に
マッチした
ニュータイプの消火器

ヤマト消火器株式会社

カタログのご請求は…

大阪市東成区深江中1-13 TEL (976) 0701(代)

ヤマト消火器



解説

危険物施設の保有空地

危険物製造所や屋内貯蔵所等の施設の周囲には一定の巾の空地を保有しなければならない。これを一般に保有空地と称している。

この保有空地は延焼防止や消防活動上必要なもので、原則的にはこの空地内に建築物や工作物の設置は勿論のこと車両の駐車や通路として使用することも許されない。

空地の巾は施設の種類規模及び危険物の種類数量（指定数量の倍数）により最小限の基準が定められ、特定の危険物又は施設相互間については一部短縮することがまとめられている。そこでこれら特例を主体とした保有空地の諸問題について解説することにする。〔関係法令：政令第9条、第10条、第11条、第14条、第16条、第19条、規則第13条、第14条、第15条、第16条〕

（注）指定過酸化物の屋内貯蔵所並に屋外タンクのポンプ設備については特別に規定されているが本文では省略する。

（第1表）保有空地の最小巾 （単位m）

指定 数量 区分	製 一 般 造 取 扱 所 所	貯 屋 内 内		屋 外 貯 藏 所	貯 屋 外 タ ン ク
		不 燃 構 造	耐 火 構 造		
5倍以下	3	0.5		3	3
10倍以下	3	1.5	1	3	3
20倍以下	5	3	2	6	3
50倍以下	5	5	3	10	3
200倍以下	5	10	5	20	3
200倍を超える	5	15	10	30	3
500倍以下	5	15	10	30	3
1,000倍以下	5	15	10	30	5
2,000倍以下	5	15	10	30	9
3,000倍以下	5	15	10	30	12
4,000倍以下	5	15	10	30	15
4,000倍以上	5	15	10	30	下記

屋外タンク：4,000倍以上は、タンク水平断面の直径又は高さの大なる数以上（ただし15m以上であること）

1. 保有空地の必要な施設とその巾及び空地の特例

危険物施設のうちで保有空地をとらなければならないものは、製造所、一般取扱所、屋内貯蔵所、屋外貯蔵所、屋外タンク貯蔵所及び屋外に設ける簡易タンク貯蔵所で、それぞれ貯蔵取扱量により第1表とのおり空地の巾が定められている。（簡易タンク貯蔵所は省略）

この保有空地は危険物施設と同じ敷地内の空地で、河川、海、道路は保有空地とはみなされない。

保有空地内に設置してもよい工作物は、施設に関連のある配管や屋外タンクの防油堤程度で、たとえ空ドラム缶であってもこの空地に置くことは許されない。又保有空地の一部は第2表に示されるように短縮特例がみとめられている。

2. 製造所（一般取扱所も同じ）の特例

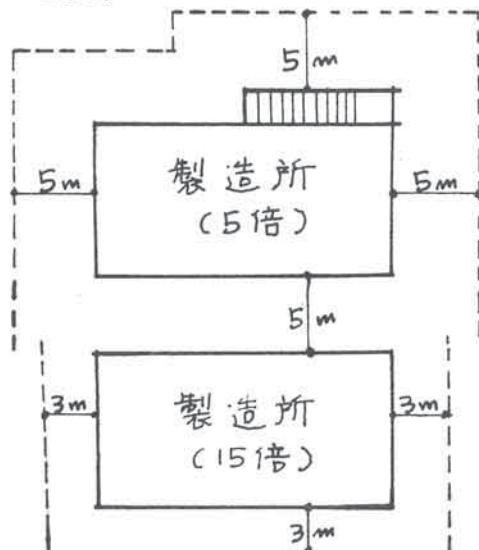
① 二以上の製造所の相互間の空地は、同規模（第1の空地巾）のものでは一方の空地の巾で、又規模の異なるものでは大きい方の空地の巾をとる。なおこの場合、屋外の避難階段や附属の機器、ポンプ類等がある場合は、勿論その外側より空地の巾をとらなければならない。

② 製造所は施設の用途により一般の施設と離すことが無理なケースもあるので、防火上有効な隔壁を設けたときは保有空地を省略することができる特例がある。

製造所の作業工程が他の作業工程と連続しているため、製造所の周囲に空地をとると、その製造所の作業に著しく支障を生ずるおそれがある場合に、製造所と連続する他の施設との間に小屋裏まで達する防火上有効な隔壁を設けた場合には、その保有空地をとらないことができる。

例 指定数量5倍の製造所と指定数量20倍の製造所

第1図のとおりその相互間は大きい方の5mの空地をとる。



(第2表)

保 有 空 地 の 持 例 表

(単位 m)

区 分	品 名	指 定 数 量	項		1 の 施 設	2 以 上 の 施 設	条 文
			周 围		相 互 間		
			減 少 率	最 小 巾	減 少 率	最 小 巾	
屋 内 貯 藏 所	生 石 灰 又 は 第 6 類	5 倍 以 上	1/3	1	1/9	1	規則第14条 2・3号
	火薬類に該当する品名	/	/	/	/	0.5	〃 〃 4号
	上記以外の品名	20倍 以 上	/	/	1/3	3	〃 〃 1号
屋 外 タンク 貯 藏 所	生 石 灰 又 は 第 6 類	/	1/3	1.5	1/9	1.5	〃 第15条 2・3号
	上記以外の品名	/	/	/	1/3	3	〃 〃 1号
屋 外 貯 藏 所	第 6 類	/	1/3	/	/	/	〃 第16条

(注) 製造所、一般取引所については特例がある。

例 指定数量15倍の製造所と指定数量100倍の製造所
その相互間は5mの空地をとる。

3. 屋内貯蔵所の特例

屋内貯蔵所は2以上の相互間又は生石灰、第6類、火薬類に該当する物品を貯蔵する場合に 空地巾の短縮の特例がみとめられる。(火薬類に該当する物品の倉庫について省略)

- ① 生石灰又は第6類の物品を指定数量の5倍以上貯蔵する倉庫の周囲の空地巾は、第1表の一般基準の3分の1(ただし最小1m)とすることが可能、又これらの物品を貯蔵する2以上の倉庫の相互間は、第1表の9分の1(ただし最小1m)とすることが可能。
- ② 上記以外のものを指定数量の20倍以上貯蔵する倉庫の相互間は第1表の3分の1(ただし最小3m)とすることが可能。

例 指定数量の50倍の第6類倉庫の周囲の空地

倉庫の主要構造部が不燃材構造の場合は第1表によると5mであるから、その3分の1は1.7mとすることが可能。

例 指定数量15倍の生石灰倉庫の周囲の空地

倉庫の主要構造部が耐火構造の場合は、第1表によると2mであるから、その3分の1は0.7mであるが、最小限が1mであるので1mとすることが可能。

例 指定数量25倍の4類倉庫と100倍の3類倉庫の相互間の空地

主要構造部が耐火構造とすると、第1表により前者が3m後者が5mとなり、大きい方をとって5mとなる。その3分の1は1.7mとなるが最小限が3mであるから3mとなる。

例 指定数量300倍の第6類倉庫と100倍の第4類倉庫の相互間の空地

主要構造部が耐火構造とすると、第1表により前者が10m、後者が5mとなるが、前者は6類であるため3分の1の短縮特例で3.4mとなり、大きい方の5mとすることができる。

4. 屋外タンク貯蔵所の特例

屋外タンク貯蔵所は2以上の相互間及び生石灰第6類を貯蔵する場合に空地巾の短縮の特例がみとめられている。

- ① 生石灰又は第6類を貯蔵する屋外タンク貯蔵所の周囲の空地巾は第1表の3分の1(ただし最小1.5m)と可能、又これらの物品を貯蔵する2以上の屋外タンクの相互間は第1表の9分の1(ただし最小1.5m)と可能。
- ② 上記以外のものを貯蔵する2以上の屋外タンクの相互間は第1表の3分の1(ただし最小3m)と可能。

例 指定数量900倍の第6類屋外タンクの周囲の空地
第1表によると5mであるから、その3分の1は1.7mと可能。

例 指定数量900倍の第6類屋外タンクと3,000倍の第6類屋外タンクの相互間の空地

第1表によると前者が5m後者が12mとなり、大きい方をとって12mとなるがその9分の1は1.3mとなるも最小限が1.5mであるから1.5mと可能。

例 指定数量400倍の第4類屋外タンクと3,500倍の第4類屋外タンクの相互間の空地

第1表によると前者が3m後者が15m、大きい方をとって15mとなるが、その3分の1は5mとなり5mと可能。

例 400倍の第4類屋外タンクと1000倍の第6類屋外タンクの相互間の空地

第1表によると前者が3m後者が5m大きい方の5mをとりその3分の1は1.7mとなるが最小限が3mであるから3mとすることができます。

5. 屋外貯蔵所の特例

第6類の屋外貯蔵所に限りその周囲の空地は第1表の3分の1とすることができます。

例 指定数量10倍の第6類屋外貯蔵所の周囲の空地
第1表によると3mであるが3分の1の1mとすることができます。

例 指定数量30倍の第4類と100倍の第4類屋外貯蔵所の相互間の空地

第1表によると前者が10m後者が20mで、この場合は特例が認められないので大きい方の20mとしなければならない。

例 10倍の第4類と100倍の第6類屋外貯蔵所の相互間の空地

第1表によると前者は3m後者は20mであるが、第6類であるため3分の1の6.7mとなり大きい方の6.7mとすることができます。

6. 異種区分の施設相互の空地

製造所等の区分が異なる場合、例えば一般取扱所と屋内貯蔵所の相互間の空地巾は、それぞれの定められた保有空地の巾の大きい方とすることができますが、前記1~4のような短縮特例はみとめられない。

例 50倍の第4類屋外タンクと30倍の第4類一般取扱所相互間の空地

第1表によると前者は3m後者は5mとなり大きい方の5mとすることができます。

例 100倍の第6類屋外貯蔵所と2,500倍の第6類屋外タンクの相互間の空地

第1表によると前者は20m後者は12mとなるが、それぞれ第6類であるから、保有空地の3分の1の短縮特例で、前者は6.7m、後者は4mとなり、大きい方の6.7mとすることができます。

7. 保有空地のとり方

保有空地の巾が判っていても、そのとり方を誤って工事をし、失敗を招くことが多い。

例えば敷地境界線より保有空地巾を丁度とって倉庫を建設した場合、建物は一般に建築予定線に柱の芯をとることが多く、空地内に柱の厚みの半分がくいくこみ、一方敷地内に防火塀を建てた場合はその厚みだけ空地が減り工事完成時点では空地の巾が0.1m~0.3m程度不足するというような事例をしばしば見かける。

保有空地は建築物にあっては柱型、外壁、又は屋根の軒先の最も出張っている点から、タンクでは側板の外側からるべきである。又対面が防火塀の場合は塀の内側までの寸法となる。

大阪府下危険物施設数一覧表

昭和44年3月31日現在

製造所等の別 市町村の別	合 製 造 計 所	貯 蔵 所								取 扱 所			事業 所			
		小 屋 内 貯 藏 所	屋 外 タ ン ク 所	屋 外 タ ン ク 所	屋 内 タ ン ク 所	地 下 タ ン ク 所	簡 易 タ ン ク 所	移 動 タ ン ク 所	屋 外 貯 藏 所	小 計	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所			
総 計	22,688	679	15,637	3,631	4,484	1,319	3,157	109	2,073	864	6,372	2,752(801)	316(35)	3,304(1,241)	9,816	
消署 防設 本置 部及 町 び村	小計	22,264	673	15,347	3,573	4,362	1,303	3,085	107	2,064	853	6,244	2,674(795)	311(34)	3,259(1,222)	9,566
市	22,097	669	15,215	3,555	4,299	1,286	3,060	105	2,062	848	6,213	2,657(792)	311(34)	3,245(1,216)	9,475	
町村	計	167	4	132	18	63	17	25	2	2	5	31	17(3)	(-)	14(6)	91
消署 防未 本設 部及 町 び村	小計	424	6	290	58	122	16	72	2	9	11	128	78(6)	5(1)	45(19)	250
市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—(—)	—(—)	—(—)	—
町村	424	6	290	58	122	16	72	2	9	11	128	78(6)	5(1)	45(19)	250	

- 注：1. 給油取扱所の項中括弧書中には、自家用の給油取扱所の数を再掲。
 2. 販売取扱所の項中括弧書中には、昭和42年1月30日付自消丙予発第7号「販売取扱所及び一般取扱所設置に関する運用基準について」に基づいて設置された販売取扱所の数を再掲。
 3. 一般取扱所の項中括弧書中には、昭和39年3月4日付自消丙予発第16号「灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準について」及び昭和42年1月20日付自消丙予発第7号「販売取扱所及び一般取扱所の設置に関する運用基準について」に基づいて設置された一般取扱所の数を再掲。

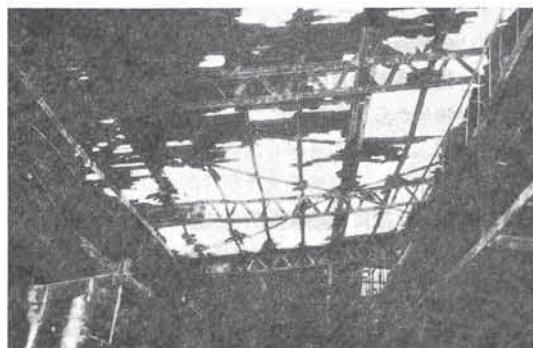
製造所（グリス製造）1棟焼く

9月10日真夜中の午前0時45分頃、寝屋川市のY製油会社、危険物製造所より出火、鉄骨トタン張り平家建165m²の同工場を全焼1時50分頃鎮火した。

この製造所は、グリスを製造するもので、攪拌機付加熱釜を1階および中2階に計5基設置し、重油バーナー直火で、脂肪酸やマシン油等を加熱する工程である。

当日加熱作業は午後3時頃終了し、その後缶詰作業等が行なわれたが夕方5時過ぎには全作業を終え、責任者が施錠して帰宅している。

出火は作業終了数時間後のこととて原因は ①煙突部の余熱によるウエス、新聞等の発火か、②タバコ火等による可燃物の燐焼出火かとみられているが、確証はなく、なお調査中である。



焼けた製造所の屋根

過熱によりアマニ油が発火

9月11日午前9時45分頃、大阪市大淀区、S社のワニス製造工場で、加熱中のアマニ油が突沸、発火し、アマニ油30kgおよびスレートの屋根10m²を焼損する事故があった。

事故に至るまでの経過は、前日にワニス釜（容量380ℓ）に仕込んでおいたアマニ油を午前8時30分頃から重油バーナーで加熱し始めた。通常は約1時間でアマニ油の温度は280°C～285°Cになるのであるが、当時は1時間を過ぎても温度が上昇しないので、不審に思い、重油バーナーを止め、釜の蓋から挿入していた温度計を取出してみると、温度計が破損していた。急いで新しい温度計を取り寄せ、測温しようとして釜の蓋を開けたところ、突然アマニ油が突沸状態になりふき出てきた。驚いた従業員は事務所へ上司を呼びに行き、現場に戻ったときには、すでに釜からあふれ出たアマニ油が燃えあがっていた。

原因としては、バーナーは出火前に消し止めていたが、アマニ油の引火点が222°C、発火点が343°C、沸点が315°Cであることから、アマニ油を過熱したため、沸騰、発火したものと思われる。しかしこの事故は、従業員が作業前に計器類の点検をしなかったことおよび温度計が破損

しやすいものであったことが原因である。関係者も今回の事故を反省し、作業前における計器類の点検および異常時の処置等につき従業員の教養を実施するとともに、温度計を自動警報器付の破損するおそれのないものに取り替えるものである。

石油販売店焼く、店主は重傷

9月27日、大阪市阿倍野区T石油商会において、ガソリンの詰替えをするため、コンプレッサーでドラム缶に圧をかけ、ガソリンをビニルパイプを通じて20ℓ缶に移していくとき、突然20ℓ缶付近から燃えあがり、その作業をしていた店主が全治3週間の火傷を負う事故があった。

事故発生場所は、小量危険物取扱場で、木造瓦葺モルタル塗2階建、建築面積40m²、延77m²の1部をコンクリートブロックで区画していた。火災は付近住民の応援を得て、店主が重傷にもめげず懸命に消火したかいがあって、側壁のコンクリートブロック10m²を表面焼損しただけで済んだ。

原因は、他に火氣がないことからガソリン蒸気がコンプレッサーの密閉型モーターのスパークにより引火したものと考えられるが、火災時の温度が42%であり、またビニルパイプを使用していたことを考えあわせると静電気の蓄積によるスパークも考えられる。なお詳しくは調査中である。

この事故から、ガソリン等の引火性の強い液体を取り扱う場所における電気設備は、耐圧または内圧防爆構造の安全性を保証されたものを使用する必要があり、各工場の電気設備を再点検することを呼びかけたい。ちなみにガソリンは爆発等級1発火度G3である。

危険物倉庫でガソリン流出

大阪市東淀川区のN社で、7月30日の午前8時頃、従業員が屋内貯蔵所の扉を開けたところ、ドラム缶からガソリンが床面およびたまますに漏出しているのを発見し、大騒ぎになった。幸い関係者の適切な処置で火災には至らなかったが、一つ間違えば大事故になっていたところだった。

事故発見者はただちに付近一帯を火気厳禁にするとともに、消防機関へ連絡した。引き漏出ガソリンの回収を行ない床面に残ったガソリンを砂および乳化剤により処理した。

事故発生の因となったドラム缶は、その前日の午後3時30分頃にK石油店が配達したもので、搬入の際の衝撃によりドラム缶に穴があいたものと思われる。

取扱主任者が立ち会い、安全について行き届いた監督をしておれば、今回の事故は防止できたものである。取扱主任者1名のみの選任では、立ち会いのない場合がしばしば生じるので、少なくとも2名以上は選任しておくことが必要である。また、販売店においても容器の事前点検を確實にし、老朽した容器は使用しないようにしなければならない。

最近の通達

国の運用通達並びに疑義解釈については遂時本紙に掲載しているが、市町村の事情により即時そのまま実施されないケースもあり得るのでその点御了承の上参考にされたい。

沖縄の危険物主任者免状

本土なみに

沖縄における免許試験および免許資格の特例に関する暫定措置法が6月21日公布され、同月23日から施行され、これに伴い消防関係としても、沖縄の危険物取扱主任者免許の交付をうけている者のうち、琉球政府が実施する一定の講習を修了した者に対し、手続きにより本邦の危険物取扱主任者免状を交付することができるよう次のような特例基準が定められた。

1. 危険物取扱主任者免状の交付および交付申請

(1) 沖縄の消防に関する法令の規定による危険物取扱主任者免状を受けている者（当該免許の停止の処分を受けている者を除く）のうち琉球政府が実施する講習で自治大臣が指定するものの課程を修了した者に対し、消防法第13条の2第1項に規定する危険物取扱主任者免状を交付することができる。（法第29条）

(2) (1)の危険物取扱主任者免状の交付の申請は、沖縄または本土のいずれの地においても任意の都道府県知事に対して行なうことができ、また沖縄においては沖縄事務所の所長を経由して行なうこともできる。

（法第4条、政令第2条）

(3) 交付申請の際提出すべき書類等は次のとおりである。（省令第1条）

(ア) 危険物取扱主任者免状交付申請書（別記様式）

(イ) 琉球政府が実施する講習で自治大臣が指定するものの課程を修了したことを証明する書類（琉球政府が発行）

(ウ) 所定の写真2枚

(4) 本法令の特例によって危険物取扱主任者免状の交付を受けようとする者の納付すべき手数料の額は400円である。（省令第3条）沖縄において申請を行なう場合の送金については、郵便為替法に定められているとおり。

2. 受験資格の特例

法第5条の趣旨にかんがみ、甲種危険物取扱主任者試験の受験資格として沖縄の学校教育に関する法令の規定による大学または短期大学において化学に関する学科または課程を修めて卒業した者を認める。

屋外貯蔵タンクおよび屋内貯蔵タンクの 弁について（静岡県）

危険物の規制に関する政令第11条第11号および同令第12条第10号により上記タンクに使用する弁は鉄鋼と規定されていますが、これに代るものとして次の「弁」を使用してよろしいか。同令第23条の適用につきご教示をお願いします。

1. J I S G 5702で規定する黒心可鍛鉄第3種
(F C M B 35)
2. J I S G 5502で規定する球状黒鉛鉄第2種
(F C D 45)

〔消防庁予防課長回答 44.7.17〕

1の弁については、昭和37年11月30日付第130号回答のとおり認めてよく、2の弁も鉄鋼の弁と同等以上の効力を有するものと認めてさしつかえない。

危険物の規制に関する政令第23条基準の

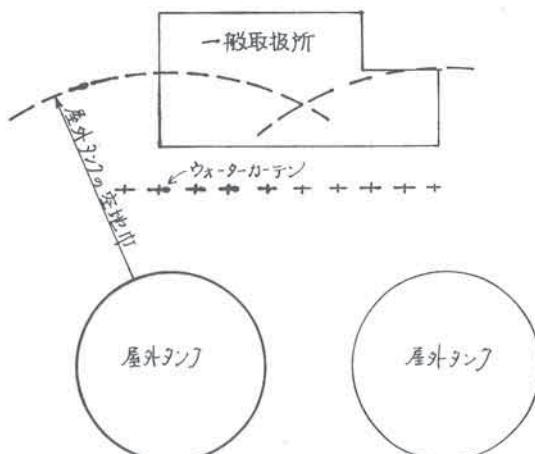
特例適用の可否について（岡山県）

管下消防長から下記事項について照会があったのでご教示願います。

記

別添図面の位置に一般取扱所の設置申請があったが当該場所は隣接する既設屋外タンク貯蔵所（T-16、T-17）の保有空地に抵触している。この場合一般取扱所が屋外貯蔵タンクに面する側に別図のような水幕装置を設け延焼防止の措置を図った場合、取扱所における危険物の取扱方法ならびに周囲の状況等を考慮して政令第23条特例を適用して許可することができますか。

なお、一般取扱所は、製油所において石油類をドラム缶充填作業から出荷までの過程で容器入りのまま野積み状態で取り扱うもので、昭和36年5月10日付自消甲予発第25号通達第2、第3号に該当する施設で、取扱量は第1石油類2,400kl、第2石油類1,200klであります。



危険物運搬一斉取締

11月5日海上、11月6日陸上で

大阪府危険物災害対策連絡協議会では、危険物の安全管理を確保するため、陸上では府下主要路上でタンクローリー、危険物運搬一般車両、高圧ガスローリーを、海上では大阪湾、川筋及び堺港で危険物運送船舶の指導取締を行なわれる。

大阪市消防局では11月6日午前中、大阪ガス北港工場前と大正区大運橋西詰の両所において、通産局、大阪府商工部工業課、大阪陸運局と共同で実施するとともに、消防署ごとに油槽所、街頭、常置場等でも行なわれる。

検査の主眼点は

無許可の移動タンクがないか

無許可で構造変更をしていないか

無届で許可品目以外のものを取扱っていないか

取扱主任者の同乗の有無

標識、消防設備の適否

安全装置、接地装置、結合金具、緊急閉鎖装置等の適否

また、海上は大阪市消防局、近畿海運局、海上保安監部、水上警察署、大阪市港湾局、大阪府企画、民生、土木の各部、堺市、高石市消防組合消防本部共同で危険物を運搬する船舶および端舟およびこれらの付帯陸上危険物施設の検査取締りが行なわれる。

各地で安全講習

大阪市では、大阪府民生部消防救助課、大阪市消防局、大阪市危険物品協会の共催のもと7会場で延1,590名の危険物取扱主任者の再教養安全研修会が催された。

10月21日 市立森ノ宮労働会館

10月22日 大阪府商工会館

10月23日 大阪府商工会館

10月27日 大阪府青少年会館

10月28日 市立森ノ宮労働会館

10月29日 大阪府青少年会館

10月30日 大阪府青少年会館

又北摂地区では10月13日茨木市民会館で、10月14日池田公会堂で行われ、延1,467名の主任者が受講した。

11月中旬、堺、阪南でも

堺地区は11月18日堺市消防本部で、阪南地区は11月19日泉南地区で実施される。

府下防火管理者講習

大阪府消防救助課では今秋の防火管理者講習を大阪府南部地区を対象に、次の日程により実施する。

△11月6日と7日 岸和田市民会館

△11月11日と12日 同上

△11月13日と14日 富田林高校講堂

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置

防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置

泡・ガス・エアーホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー

梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33

TEL (751) 1351

営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

富山・北海道



保険付
家庭用万能消火器ビーナス

